

# 実習科目4-6

## 総合参加型臨床実習モデル・コア・カリキュラム

### 全体目標

実際の診療技能と臨床的知識を身につけることを最終目標に、主に双方向の実習形態をとり、飼い主とのコミュニケーション方法や、インフォームド・コンセント、医療の安全性確保等の重要性について十分理解し、模擬症例を用いて確実な診断法と治療法に到達する方法を修得する。そのうえで、教員の同伴もしくは指導下で、臨床例に対する診療行為を実施する\*。

### (1) 基本的診療技能の習得

#### 一般目標：

臨床例による実習を行う前に、双方向授業や模擬症例を用いた演習により、基本的な診療技能を身につける。

#### 到達目標：

- 1) コミュニケーションの重要性を理解し、医療現場における適切なコミュニケーション能力を修得し、実施できる。
- 2) インフォームド・コンセントの重要性を理解し、適切に実施できる。
- 3) 獣医師の義務と裁量権について説明できる。
- 4) 医療の安全性確保の重要性と医療事故に対する対処について説明できる。
- 5) 適切な問診（医療面接）を実施できる。
- 6) 問題志向型の診断法と診療法を実施できる。

### (2) 臨床例による診療技能の修得 (小動物)

#### 一般目標：

実際の臨床例（小動物）に対して、(1)で修得した基本的診療技能を用いた診断法と治療法を実施し、臨床経験を積む。

#### 到達目標：

- 1) 臨床例の診療記録を POMR で記載できる。
- 2) 問題志向型の診断法と治療法の決定に必要な問診を実施できる。

- 3) 問題志向型の検査法の選択と、治療計画を立てられる。
- 4) 診療経過を適切に評価できる。
- 5) 必要な身体検査を実施できる。
- 6) 基本的臨床検査手技を実施できる。
- 7) 基本的な画像診断を実施できる。
- 8) 基本的な看護処置を実施できる。
- 9) 基本的な処置および調剤、投薬を実施できる。
- 10) 基本的な鎮静、麻酔の補助を実施し、記録できる。
- 11) 基本的な外科的手技を実施できる。
- 12) 基本的な救急救命手技を実施できる。

### (3) 臨床例による診療技能の修得 (産業動物)

#### 一般目標：

産業動物の主要な疾患の病態と臨床症状、診断法と治療法を理解し、臨床所見の観察や各種薬剤の投与など基本的な手技を実施できる。また、家畜群における疾病発生や飼養管理の問題点と解決法を理解し、実施できる。

#### 到達目標：

- 1) 繁殖疾患を含む主要な疾患における症例情報の収集と分析、臨床検査法の選択と鑑別診断を実施し、診断に基づいて治療計画を立てられる。

- 2) 繁殖疾患を含む主要な疾患における症例の診断のために、基本的な内科的ならびに外科的手技を実施し、治療経過に基づき予後判定を考慮できる。
- 3) 家畜群の疾病発生、繁殖管理、飼養管理状況等の情報を収集して分析し、各種検査所見から家畜群の問題点を指摘し、その解決のための対策を立てられる。

---

\* 農林水産省通知「獣医学生の臨床実習における獣医師法第 17 条の適用について」(平成 22 年 6 月 30 日付け)により、獣医学生が臨床実習において他者が所有する飼育動物に対して行う診療行為についての、獣医師法上の考え方が示された。この考え方を参考にし、大学は臨床実習のガイドライン(実習内容、指導教員の役割、事前の獣医学生の評価など)の策定に取り組むことが求められている。